

○浅麓環境施設組合会計年度任用職員の給与に関する規則

令和2年2月14日

規則第1号

浅麓環境施設組合会計年度任用職員の給与に関する規則については、小諸市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年小諸市規則第22号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。